

特定秘密の保護に関する法律施行令(仮称)の検討状況について

特定秘密の保護に関する法律施行令については、3月にお配りをした「特定秘密の保護に関する法律施行令(仮称)に盛り込むべき事項」をもとに検討を進めており、現時点で素案の叩き台として改めてお示しするものではありませんが、以下の点については変更があり得ますのでご連絡します。

1 特定秘密の指定を行う行政機関

立法時の国会における議論や委員の皆様の見解等を踏まえ、法第3条第1項ただし書の政令で定める行政機関については、特定秘密の指定を行う行政機関を限定する方向で検討を進めています。

2 特定秘密秘密管理者の指名及び特定秘密管理者による周知

以下の点については、政令ではなく運用基準で規定することも含めて検討を進めています。

- 特定秘密の保護に関する業務の管理に当たる特定秘密管理者を指名すること
(盛り込むべき事項2(1))
- 特定秘密管理者は、指定の有効期間が延長されたときは、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員にその旨を周知させなければならないこととすること
(盛り込むべき事項2(3))
- 特定秘密管理者は、指定が解除された場合には、当該指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員にその旨を周知させなければならないこととすること
(盛り込むべき事項2(4))
- 特定秘密管理者に指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員に当該指定がされた旨を周知させること(盛り込むべき事項2(5))

3 緊急時における特定秘密文書等の保護措置

特定秘密を記録する文書等の盗難・奪取等、特定秘密の漏えいの危険が切迫しており、特定秘密の漏えいを防止するための措置として、当該文書等の廃棄以外の合理的な手段が無いと認められる場合における、特定秘密を記録する文書等の緊急廃棄に係る規定を政令で設けることについて検討を進めています。